

①<条例素案>

(任命権者の責務)

第 5 条 任命権者は、行政施策の説明及び公正な職務の執行の確保並びに法令遵守体制の確立に資するよう、職員研修を実施し、本市に関係する事業者等への指導啓発を行い、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

②<横山委員 提案>

(任命権者の責務)

第 5 条 任命権者は、透明性の高い市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保できるよう、法令等の遵守に関する啓発をしなければならない。

2 任命権者は、行政施策の説明及び公正な職務の執行の確保並びに法令遵守の確立のために職員研修を実施するとともに、本市に関係する事業者等の理解を得るための啓発を行い、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

③<事務局 修正案>

(任命権者の責務)

第 5 条 任命権者は、透明性の高い市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保できるよう、法令遵守に関する啓発をしなければならない。

2 任命権者は、行政施策の説明及び公正な職務の執行の確保並びに法令遵守体制の確立のために職員研修を実施するとともに、本市に関係する事業者等の理解と協力を得るための啓発を行い、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。